

## 取組事例

(所定外労働削減・年休取得促進) 多様な正社員・朝型の働き方・テレワーク・  
勤務間インターバル・選択的週休3日制)



企業名：医療法人 石田医院	所在地：鳥取県鳥取市
社員数：6名	業種：医療業

### 制度導入の目的：

石田医院は、昭和8年より一般内科・小児科をはじめとして地域に根ざした医療活動を行っている診療所です。昨今の新型コロナウイルス感染症のように私たちを取り巻く環境が急激に変化している中で、診療所としても変化が求められていることを実感しています。そのための改革の一つとして、ワークライフバランスを重視し従業員が安心して長期的に働くことができ、かつ安定した医療を提供することができるような体制づくりを行いました。

### 導入した制度や設備の効果と今後の取組：

#### <現在の取組>

- ・ 従業員の多能工化  
診療所の業務は医師・看護師・医療事務等様々な職種で成り立っていますが、資格を問わず行うことのできる業務に関しては、医師を含めた全員が職種を越えてワークシェアリングを行い、時間外労働の減縮・休憩時間の確保を図りました。その他のメリットとして他職種の業務への理解が深まり、よりチームワークが高まったと感じています。
- ・ 勤務間インターバル（11時間）導入  
急患等への対応などで突発的な時間外労働が起こる可能性を考え、働き方改革推進支援助成金も活用し、勤務間インターバルを導入しました。現在まで、翌日の始業時刻の繰り下げを行うような事案は発生していませんが、従業員の休息時間の確保のためにも引き続きこの制度を継続していく予定です。
- ・ 年次有給休暇の計画的付与  
全員がシフトによる勤務であり、有給休暇の取得を積極的には行いにくい職場環境であったため、取得促進を目的として導入しました。この制度の運用にあたり、全員で一斉取得するために診療所を休診日とする決断もしましたが、患者様にも理解を得られるよう事前に案内したことで、大きな混乱なく運用できています。今後も引き続き制度運用を続け、年次有給休暇取得日数の底上げを図っていきたいと考えています。

- ・ 所定労働時間の削減

土曜日・日曜日を診療日とすることを機に、所定労働時間の見直しについて従業員と話し合いを行いました。その結果、1週間の所定労働時間を43時間から41時間（特例措置対象事業場）へ短縮する事となり、家庭と仕事の両立を図りやすくなったと考えています。

- ・ 業務の自動化

以前は手作業で行っていた薬の分包について自動分包機を導入し自動化するなど生産性向上のために機器や器具等を積極的に導入しています。その他、診療の際に使うレントゲン機器などもAIを搭載した最新のものを導入するなどし、従業員の業務負担の軽減や医療の質の向上にもつながり、従業員、患者様の満足度向上にもつながっていると感じています。

### <今後の課題・取組>

現在の制度を、引き続き運用していくことはもちろんですが、今後は、育児・介護と仕事の両立をする従業員でも安心して働き続けることができるような魅力ある職場づくりを目指していく予定です。小規模な事業場だからできない、ではなく、どうやったらできるか、を考えながら引き続き取組を進めていきます。